

魚津市告示第101号

魚津市B類疾病予防接種実施要綱の一部改正について  
魚津市B類疾病予防接種実施要綱（令和6年魚津市告示第145号）の一部  
を次のように改正する。

令和7年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後				改正前			
第1条 (略)				第1条 (略)			
(対象者)				(対象者)			
第2条 (略)				第2条 (略)			
2 高齢者の肺炎球菌感染症又は帯状疱疹予防接種の対象者であった間に、長期の療養を必要とする疾病にかかった等の特別の事情により予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間に限り、予防接種の対象者とする。				2 高齢者の肺炎球菌感染症の対象者であった間に、長期の療養を必要とする疾病にかかった等の特別の事情により予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間に限り、予防接種の対象者とする。			
第3条 - 第8条 (略)				第3条 - 第8条 (略)			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
疾病	対象者	実施期間	接種回数	疾病	対象者	実施期間	接種回数
(略)				(略)			
帯状疱疹	<u>(1) 65歳の者</u> <u>(2) 60歳以上65歳未満の者であつて、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</u> <u>ただし、既に当該予防接種による乾燥弱毒性水痘ワクチンを1回以上、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを2回以上接種した者を除く。</u>	<u>4月から翌年3月まで</u>	<u>(1) 乾燥弱毒性水痘ワクチンの場合</u> <u>1回</u> <u>(2) 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンの場合</u> <u>2回</u>				

附 則

( 施行期日 )

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日までの間、この告示による改正後の別表带状疱疹の項対象者の欄中「65歳の者」とあるのは、「接種日の属する年度中に65歳、70歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳になる者。ただし、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの間は、令和 7 年 3 月31日において100歳以上の者も対象とする。」と読み替えるものとする。